

福祉文教委員会 所管事務調査資料 (その1)

令和5年5月

福祉部

子育て支援課 (P 3)

保育課 (P 14)

高齢介護課 (P 21)

社会・障がい者福祉課 (P 36)

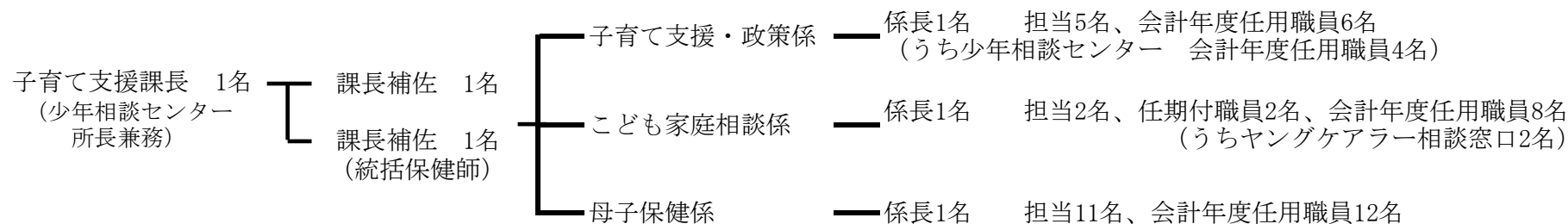
生活支援課 (P 48)

各支所市民窓口課

福祉文教委員会所管分 (P 51)

所管事項の概要（子育て支援課）

1 子育て支援課の組織



子育て支援課合計 52 名

2 所管事務事業の概要

子育て支援・政策係

- (1) 子ども・子育て会議に関する事。
- (2) 青少年対策に関する事。
- (3) 青少年健全育成及び青少年健全育成会に関する事。
- (4) 飯塚市少年相談センターに関する事。
- (5) 地域補導に関する事。
- (6) 子ども・子育て支援事業計画（子どもの貧困対策を含む。）に関する事。
- (7) 婚活支援事業に関する事。
- (8) 新たな子育て支援事業に関する事。
- (9) 子ども手当及び児童手当に関する事。
- (10) 児童扶養手当に関する事。
- (11) 特別児童扶養手当に関する事。

こども家庭相談係

- (1) 児童福祉に関する事。
- (2) 母子、父子、寡婦福祉に関する事。
- (3) 子ども家庭総合支援拠点に関する事。

母子保健係

- (1) 母子に係る栄養及び運動指導に関する事。
- (2) 母子保健に関する事。
- (3) 低体重児の届出の受理に関する事。
- (4) 未熟児の訪問指導に関する事。
- (5) 母子健康手帳に関する事。
- (6) 子育て世代包括支援事業に関する事。
- (7) 訪問事業に関する事。

【子育て支援・政策係】

(1) 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項の規定に基づき設置

同法第72条第1項に掲げる事務及び本市の子育て支援に関する事項について調査審議を行う。

「飯塚市子ども・子育て支援事業計画」 平成27年3月策定 計画期間 平成27～31年度（平成29年度中間年度見直し）

「第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」 令和2年3月策定 計画期間 令和2～6年度（令和4年度中間年度見直し）
次期計画策定のため、令和5年度ニーズ調査実施 令和6年度に計画策定の予定

(2) 青少年問題対策協議会

地方青少年問題協議会法第1条の規定に基づき設置

同法第2条に規定する青少年の指導、育成等に関する総合的施策に必要な重要事項の調査審議等を行う。

(3) つどいの広場いいつか

① 施設

施設名	つどいの広場いいつか			
所在地	飯塚市鯉田1666番地23			
面積	建物	777㎡	敷地	4,307㎡

② 実施目的

市所有の旧鯉田幼稚園施設を、子育ての活動拠点として有効活用することにより、地域における子育て支援等が円滑かつ効果的に実施できるよう、子育てボランティア団体等で組織する協議会に無償貸与し、次の広場を支援するもの。

ア 子育て中の保護者と子どもとのつどいの広場

イ 障がい児を持つ保護者と子どもとのふれあい広場

ウ 高齢者と子どもとのふれあい広場

エ その他前3号と同趣旨のもので市、ボランティア団体等が必要と認めるもの

③ 事業開始年月日

平成15年4月14日

(4) 飯塚市少年相談センター

飯塚市少年相談センターでは、補導活動・相談活動・有害環境浄化活動・広報啓発活動の業務を行っている。

① 補導活動（令和4年度実績）

市内の各地域、学校関係、各関係機関並びに事業所から推薦された少年補導委員を中心に管内の街頭補導を行っている。

街頭補導活動回数	610 回
補導従事者延人員	1,457 人

② 相談活動（令和4年度実績）

電話による相談件数	2 件
来所面接による相談件数	1 件

③ 有害環境浄化活動

- ・ 有害雑誌等自動販売機の実態調査
- ・ 白ポストの悪書回収（市内4ヶ所）
- ・ 書店・刃物取扱店・携帯電話販売店等の立入調査

④ 広報啓発活動

- ・ 広報車による巡回活動
- ・ 少年相談センター活動概況「あゆみ」の発刊
- ・ 補導委員、学校、各関係機関並びに事業所等の研修会、または中学校高等学校連絡会議等を開催し、情報の交換等を行っている。

(5) 青少年健全育成会

- ・ 各地区の青少年健全育成会(地区内の青少年の健全育成上の諸問題を協議し、地区住民と一体となって実践活動を行っている)の支援
- ・ NPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会が主催する事業(少年の主張大会・小学生の討論会)の支援

(6) ファミリーサポートセンター事業

仕事と育児の両立を支援し、安心して子育てができる環境づくりを行うため、育児を援助する会員、育児の援助を受けたい会員が地域の中で支えあう事業

令和4年度より(株)福岡ソフトウェアセンターを受託者として実施（令和3年度まではNPOつどいの広場で実施）

令和5年度 緊急時・病児の預かりについて、先進地視察予定

(7) 休日等子育て支援事業

保護者の病気、冠婚葬祭、仕事等による休日等の保育需要に対応するため、小学1年生から6年生までの児童を預かる事業

※嘉飯圏域定住自立圏の連携事業

(8) 子育て応援情報発信事業（「子育てガイドブック」及び子育て情報紙「すくすく」の発行）

子育てを支援する取り組みの一環として、本市の子育てに関連する各支援策及び最新の子育て情報を集約した子育て情報紙を発行し、子育てに優しいまちづくりを進めることを目的とする。

① 子育てガイドブック

- ・ 内 容 妊娠期から出産、就学前から小学校入学後まで利用できる各支援策等を掲載
- ・ 発行部数 5,000部
- ・ 発 行 日 毎年6月ごろ発行
- ・ 配布場所 保育所、認定こども園、市役所窓口など（その他母子手帳交付時や赤すく訪問時に手交）

② 子育て情報紙すくすく

- ・ 内 容 子育て支援センター、地区公民館、図書館の子育て関連イベントなどの情報、保健センターからの保健情報・食育情報等。教室、行事の日程等詳細については、HPへつながるようQRコード（2次元バーコード）を掲載。
- ・ 発行部数 約800部／月
- ・ 発 行 日 月1回 15日頃
- ・ 配布場所 図書館などの公共施設、スーパー等80ヵ所

(9) 婚活支援事業

少子化対策のため、いっぴか出会いサポートセンターJUNOALL(福岡ソフトウェアセンター運営)による婚活支援を行う。

- ① 内 容 いっぴか出会いサポートセンターJUNOALLの運営、婚活イベント等の開催
- ② JUNOALL開所時間 13:00～19:00（定休日:火曜日）
- ③ JUNOALL実績 会員数 229名 令和4年度成婚数 2件

(10) 未来の地域人財応援事業

子育て世帯の支援及び定住化促進を目的に以下の時期に応援金を支給するもの。

① 第3子以降の児童の出産時 児童1人あたり 10万円 (想定 200人)

支給条件： 申請時現在で飯塚市内に住所を有すること。

出生した児童を含め、18歳未満(18歳に達する年度末まで)の児童を3人以上養育していること。

② 小学校入学時・中学校入学時 それぞれ児童1人あたり 5万円 (想定 各1,200人)

支給条件： 4/30を基準とし、申請時現在も引き続き飯塚市に住所を有すること。

小学校・中学校に1年生として入学した児童の養育者 ※市内市外・公私立を問わない。

(11) 児童手当等受給者数 (令和5年3月31日現在)

児童手当受給者数	8,376 人	
児童扶養手当受給者数	1,648 人	(全部： 1,038人、一部 610人)
特別児童扶養手当受給者数	304 人	(一級： 103人、二級： 238人) (児童数)

【こども家庭相談係】

(1) 子育て支援事業

子育て短期支援事業（乳児院または児童養護施設による一時預かり（ショートステイ、トワイライトステイ））

産前・産後生活支援事業（妊娠中や出産後の母がいる家庭の家事などをサポート）

ひとり親家庭等日常生活支援事業（ひとり親家庭の家事などをサポート）

子どもの居場所づくり支援事業（子ども食堂を実施する団体に対して補助金を支給）

支援対象児童等見守り強化事業（支援が必要な児童がいる家庭に主任児童委員等が訪問して見守り）

(2) 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、児童福祉法第25条の2第1項に規定に基づき設置

(3) ヤングケアラー支援事業

ヤングケアラーの早期発見と必要な支援に繋げるための体制を構築するため、それに特化した相談窓口を設置し、必要に応じて、家事や家族の世話などの日常生活を支援するヘルパーの派遣を行う支援へとつなげるもの。

① 相談窓口

- ・相談員 2名
- ・市内の小・中・高の学校を訪問し、不登校児童・生徒の情報などから情報収集
- ・SNS等を活用した相談対応

② 日常生活支援事業

必要に応じて、家事などをサポート

(4) 母子・父子等相談、ひとり親自立支援事業

母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の方々の抱えている様々な問題や悩みについて、母子父子自立支援員が相談相手となり、問題解決のために相談を受ける。また、その自立に必要な情報提供や相談などを行い、職業能力の向上や就業に伴う支援を行う。

① 相談内容

- ・生活一般に関する相談
- ・職業能力の向上及び就職活動等就業に関する相談
- ・県母子寡婦福祉資金の貸付申請事務
- ・母子家庭の母、父子家庭の父や寡婦の生活の安定と向上に関する情報提供
- ・母子生活支援施設の入所に関する相談

② 相談件数（令和4年度実績）

世帯数 97 世帯
延べ件数 491 件

③ ひとり親自立支援事業

- ・ 自立支援教育訓練給付金（就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成）
- ・ 高等職業訓練促進給付金（就職に有利な資格を取得するため、養成機関で修業する期間、毎月給付金を支給）
- ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し受講した対策講座の受講料を助成）
- ・ 養育費保証促進事業（養育費保証会社と保証契約を締結した際の初回保証料や公正証書等の作成費用を補助）

(5) 子ども家庭総合支援拠点（家庭児童相談室を含む）

市内に居住する子ども及びその家庭並びに妊産婦の福祉に関する実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整等を行うため、児童福祉法第10条の2の規定に基づき設置

① 相談内容

- ・ 児童虐待に関する相談
- ・ 性格、生活習慣等に関する相談
- ・ 家族関係に関する相談等
- ・ 子どもに関わる人間関係（虐待を含む）に関する相談
- ・ 性格、生活習慣、発育、発達に関する相談

② 相談件数（令和4年度実績）

世帯数 451 世帯 (虐待は、184世帯・延べ2,912件)
延べ件数 4,553 件

【母子保健係】

(1) 母子保健事業に関すること

① 母子手帳交付事業

母子保健法に基づき、妊娠の届出をした人に対して母子健康手帳を交付するもの。

令和4年度 届出数 841件

② 妊婦健康診査事業・多胎妊婦健康診査助成事業

母子保健法に基づき、妊婦の健康管理の向上を図り安全な出産に繋げるために妊婦健診費用（14回分、多胎妊婦5回分追加）を助成するもの。

令和4年度 健診受診者数 9,502人（4月～2月延べ数）

※多胎妊婦助成は令和5年度新規事業

③ マタニティ教室・両親学級事業

妊娠、出産、育児に関する知識の提供や支援者との繋がりで不安の軽減を図り、健やかな出産・子育てに備えるもの。

令和5年度より委託により実施。

令和4年度 マタニティ教室参加者 実人数18人 延べ人数42名

令和4年度 両親学級参加者 100人

④ 産婦健康診査事業（令和5年度新規事業）

産後うつや虐待予防を目的に、周産期の専門職種である産婦人科医師や助産師と連携し早期に支援につなげられるよう、産後2週間と1か月の産婦健診費用を助成し、健診受診を勧奨するもの。

⑤ 産後ケア事業

産後の母親の身体的・心理的な安定を促進し、健やかな育児を支援するため、産科病院や助産施設において、母親を対象としたケアを実施するもの。（産後1年までを対象とする）

利用延べ人数

令和4年度 ショートステイ 24人（宿泊日数 45日）

令和4年度 デイケア 74人

令和4年度 デイケア（母乳相談） 143人

令和4年度 アウトリーチ 88人

⑥ 妊産婦運動相談事業（令和5年度新規事業）

孤立や孤独、自分自身の健康についての意識不足また体力不足等の妊産婦に対し、心と体をケアし、元気な出産、子育てができるよう運動指導員による妊婦向けの運動教室と助産師等による相談をオンライン・オンサイトで実施するもの。

※詳細は未定

⑦ 乳幼児健康診査事業

乳幼児の成長・発達の状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見・早期対応に努めるもの。また、育児不安の解消、育児ストレスの軽減、児童虐待の発見及び予防など保護者の不安を受けとめ支援する機会とするもの。

令和4年度 4か月児健診（個別）受診者数 832人（受診率 94.3%）

令和4年度 8か月児健診（個別）受診者数 883人（受診率 96.3%）

令和4年度 1歳6か月児健診（個別）受診者数 864人（受診率 95.3%）

令和4年度 3歳児健診（個別・集団）受診者数 963人（受診率 97.1%） ※報告集約が未完了のため、4/30までの確認分

⑧ 乳幼児育成指導事業

【個別相談】乳幼児健診等で言葉や運動の発達に支援が必要な児に専門職種による相談を行うもの。

令和4年度 言語相談利用者数 263人（実132人）

令和4年度 運動相談利用者数 166人（実110人）

令和4年度 言語運動相談利用者数 199人（実119人）

令和4年度 心理相談利用者数 58人（実39人）

令和4年度 医師相談利用者数 30人（実29人）

【巡回相談】市内のこども園・保育所（園）・幼稚園を認定心理師等の専門職種と保健師が訪問し、発達に支援が必要な児を早期に発見し支援することで児の健やかな成長と保護者の育児不安や負担を軽減するもの。

令和4年度 実施園数 36か所（実施回数 79回）

令和4年度 延べアドバイス者数 1,255人

⑨ 育児相談事業

乳幼児健診のフォローや育児に関する相談の場を設けることにより乳幼児の健やかな成長発達を支援するもの。

⑩ 不妊治療助成事業

県の助成制度にて助成決定された回数が1～3回目の不妊治療を行った者のうち令和3年度から4年度へ年度をまたいだ治療を行った者を対象に高額な医療費がかかる不妊治療に対する助成を行うもの。

(2) 子育て世代包括支援事業に関すること

① 子育て世代包括支援事業

妊娠期から子育て期まで、家族が安心して子育てに取り組めるよう切れ目ない支援を行うもの。

令和4年度 特定妊婦への支援 115人

② 出産・子育て応援事業（伴走型相談支援事業）

妊娠・出産・子育て期まで時期に応じた面談による相談を実施し、必要な支援（産後ケアや一時預かり・家事支援など）が確実に妊婦・子育て家庭に届くことを目的とした経済的支援を一体的に実施するもの。

(3) 訪問事業に関すること

① 母子保健訪問支援事業

乳幼児及びその保護者、妊産婦などに対して、家庭での育児が円滑に行えるように、必要に応じて保健師・助産師が居宅を訪問し、家庭の状況を把握したうえで適切な助言等を行うもの。

令和4年度 訪問実施件数 936件

② 赤ちゃんすくすく元気訪問事業

原則として生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるもの。

・事業内容

育児に関する不安及び悩みの傾聴並びに相談

子育て支援に関する情報提供

乳児及びその養育者の心身の様子並びに養育環境の把握

支援が必要な家庭に対する関係機関との連絡調整

父親が子育てに参加することを促進するための助言

子育て中の家族同士がサークル活動に参加することを促進するための助言

・訪問件数等（令和4年度実績）

出生件数	932件（令和4年2月から令和5年1月まで）
前年度繰越件数	29件
訪問不要件数	232件（新生児訪問等 225件、転出等 7件）
訪問対象件数	658件
訪問件数	642件（令和4年4月から令和5年3月まで）
訪問率	97.6%
訪問拒否件数	0件
次年度以降訪問予定件数	16件

③ 養育支援訪問事業

養育支援が必要であると判断した家庭に、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する指導及び助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的として実施するもの。

・事業内容

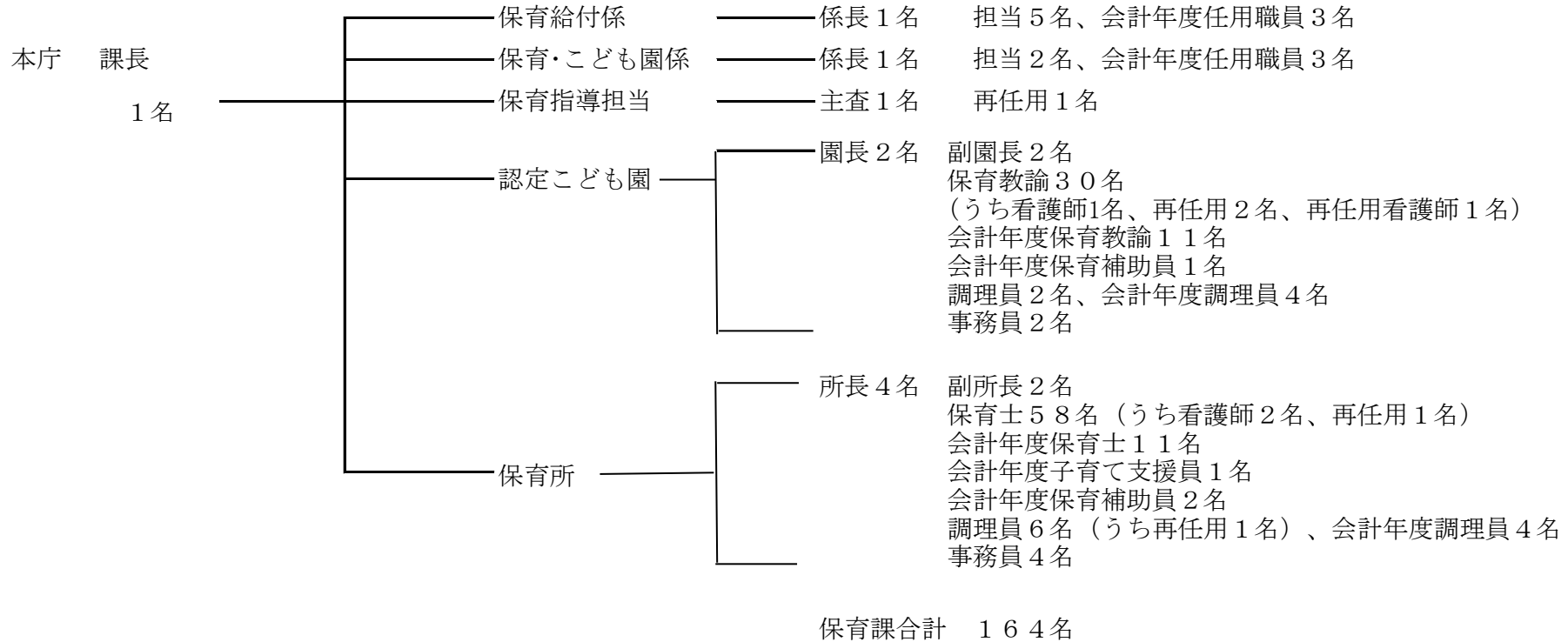
- * 妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭
- * 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診者、出産を望まない妊婦等の妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- * 出産後間もない時期（概ね1年程度）の養育者が育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して強い不安や孤立感等を抱える家庭
- * 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭及び虐待のおそれ又はそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- * 公的な支援につながない児童（乳幼児健康診査等の谷間にある児童、3歳から5歳児で保育所、幼稚園等に通っていない児童）のいる支援を必要とする家庭
- * 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭

・訪問件数等（令和4年度実績）

訪問家庭数（育児・家事援助）	1件（延べ 1件）
訪問家庭数（専門的相談支援）	128件（延べ207件）

所管事項の概要（保育課）

1 保育課の組織



2 所管事務事業の概要

保育給付係

- (1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業施設の総合調整に関すること。
- (2) 特定教育・保育施設等の確認に関すること。
- (3) 施設型給付費及び地域型給付費等の支給認定に関すること。
- (4) 特定教育・保育施設等の利用に関すること。
- (5) 特定教育・保育施設等の給付及び助成に関すること。
- (6) 特定教育・保育施設等の保育料決定及び調定に関すること。
- (7) 施設設備補助金に関すること。
- (8) 子育てのための施設等利用給付に係る確認、認定、給付及び助成に関すること。
- (9) 幼稚園との連絡調整に関すること。
- (10) 修学資金貸付に関すること。
- (11) 生活資金貸付に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

保育・こども園係

- (1) 公立保育所・こども園及び子育て支援センターの運営管理に関する事。
- (2) 特定教育・保育施設等の指導に関する事。
- (3) 子育て支援センターの指導に関する事。

庄内こども園、蕨田こども園

- (1) こども園の運営に関する事。

菰田保育所、楽市保育所、平恒保育所、筑穂保育所

- (1) 保育所運営に関する事。

保育指導担当

- (1) 特定教育・保育施設等の指導及び研修等に関する事。

- (4) 公立保育所・こども園のあり方検討委員会に関する事。
- (5) 特定教育・保育施設等の保育料徴収に関する事。
- (6) 利用者支援に関する事。
- (7) 楽市・平恒統合保育所に関する事。

- (2) 家庭支援推進保育に関する事。

【保育給付係】

(1) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業施設に関すること。

通常保育、特別保育、研修費補助、保育体制強化事業、キャリアアップ研修等に関する支給等

※ 市内対象施設は、3 特定教育・保育施設利用状況の施設を参照 ただし、公立保育所及び認定こども園の給付はなし
市外特定教育・保育施設38施設へ給付費支給

(2) 施設設備補助金に関すること。

就学前教育・保育施設整備補助金…認定こども園への移行を希望する私立幼稚園又は施設の老朽化や改修を希望する市内私立保育園及び認定こども園に対し、整備費用の一部を補助することで定員の増加に向けた取り組みを推進するもの
令和5年度はひまわり幼稚園

(3) 子育てのための施設等利用給付に関すること。

施設等利用給付費の支給

子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園若しくは届出保育施設の通常部分を利用する保護者、幼稚園・認定こども園（1号）若しくは認可外保育施設等の預かり保育事業を利用する保護者で市から無償化のための認定を受けた保護者を対象とし、利用した際に要する費用を支給するもの

延べ交付者数(R5. 3.31) 5,269人

(4) 修学資金貸付に関すること。

飯塚市保育士修学資金貸付金

未利用児童解消に寄与し、市内私立保育所等の常勤保育士を確保するため、市内在住者等に県内の保育士養成施設に修学する学生に対し、修学資金を貸し付ける事業

月額：5万円 令和3年度 14人貸付 令和4年度 7人貸付

(5) 生活資金貸付に関すること。

飯塚市保育士生活資金貸付

未利用児童解消に寄与し、市内私立保育所等の常勤保育士を確保するため、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の保育所等に常勤保育士として新規採用されたものに対し、生活を援助するための資金を貸し付ける事業

月額：2万円（1年目） 1万5千円（2年目） 1万円（3年目） 令和3年度 26人貸付 平令和4年度 20人貸付

(6) 飯塚市保育士就職緊急支援金交付

未利用児童解消に寄与し、市内私立保育所等の常勤保育士を確保するため、保育士資格を有し、保育園等に保育士として新たに就職したものに支援金を交付する事業

就職支援金：10万円 令和3年度 29人 平令和4年度 18人 転居支援金：上限20万円 令和3年度 1人 平令和4年度 1人

【保育・こども園係】

(1) 公立保育所・こども園及び子育て支援センターの運営管理に関すること。

公立保育所・こども園に関する運営及び施設に関すること

※ 3 特定教育・保育施設利用状況の公立施設を参照

(2) 子育て支援センターの指導に関すること。

子育て支援センター利用状況（令和4年度）

施設名	住所	利用人数	開設年月日
街なか子育てひろば	本町11-10（飯塚本町よかもん通り）	12,614	平成24年 2月 1日
筑穂子育て支援センター	長尾1242-1（筑穂支所3階）	1,369	平成17年 4月 25日
庄内子育て支援センター	綱分791-4（旧生涯学習交流館内）	4,385	平成17年 8月 1日
穎田子育て支援センター	鹿毛馬2328-2（旧サンシャインかいた内）	3,101	平成20年 5月 1日
穂波子育て支援センター	秋松408（穂波交流センター2階）	5,830	令和 3年 4月 1日
計		27,299	

(3) 公立保育所・こども園のあり方検討委員会に関すること。

公立保育所・こども園のあり方に関する事項を委員会の所掌事務として調査審議を行うもの

【保育指導担当】

(1) 特定教育・保育施設等の指導及び研修等に関すること。

市内の公立・私立の保育所・こども園・幼稚園の指導及び研修等を行うもの

(2) 家庭支援推進保育に関すること。

家庭支援推進保育に関すること

3 特定教育・保育施設利用状況

(1) 公私立認定こども園利用状況

令和5年4月1日現在

経 営	施 設 名	住 所	定員	利用人数	開設年月	備考
1 公 立	庄内こども園	赤坂364	170	110	平成27年 4月	一時預かり 延長保育 (2.3号) 預かり保育 (1号)
2 公 立	颯田こども園	勢田1010-1	180	83	平成27年 4月	一時預かり 延長保育 (2.3号) 預かり保育 (1号)
公 立 計			350	193		
1 私 立	愛宕幼稚園	鯉田2578-40	310	205	平成25年 4月	一時預かり 預かり保育 (1号)
2 私 立	幸袋こども園	中513-5	150	156	平成25年 4月	一時預かり 延長保育
3 私 立	さんない幼稚園	柏の森626-1	120	117	平成30年 4月	延長保育 (2.3号) 預かり保育 (1号)
4 私 立	いぎすれんげ幼稚園	伊岐須677-3	145	124	平成30年 4月	預かり保育 (1号)
5 私 立	了専寺白菊幼稚園	小正93	205	169	平成29年 4月	一時預かり 預かり保育 (1号)
6 私 立	潤野こども園	潤野35-6	130	123	令和3年 4月	延長保育 一時預かり
7 私 立	ひかるこども園	伊岐須62-8	100	93	令和2年 4月	一時預かり 延長保育
8 私 立	横田こども園	横田350-1	95	86	令和5年 4月	一時預かり 延長保育
9 私 立	ひばり保育園	小正45-1	110	108	令和3年 4月	延長保育 (2.3号) 預かり保育 (1号)
10 私 立	鯉田こども園	鯉田1363	125	97	令和2年 4月	一時預かり 延長保育
11 私 立	桜ヶ丘幼稚園	菰田東2-4-50	170	151	令和3年 4月	預かり保育 (1号)
私 立 計			930	771		
認 定 こ ど も 園 合 計			1,280	964		

(2) 私立幼稚園利用状況 (子ども・子育て新制度移行園)

令和5年4月1日現在

経 営	施 設 名	住 所	定員	利用人数	開設年月	備考
1 私 立	飯塚聖母幼稚園	新立岩1-11	200	113	昭和9年10月	預かり保育

(3) 公私立保育所利用状況

令和5年4月1日現在

	経営	施設名	住所	定員	利用人数	開設年月日	備考
1	公立	菰田保育所	堀池15-9	220	191	昭和23年 7月	一時預かり 延長保育
2	公立	楽市保育所	楽市163	120	77	昭和30年 6月	延長保育
3	公立	平恒保育所	平恒278-2	60	49	昭和48年 4月	延長保育
4	公立	筑穂保育所	筑穂元吉645-1	130	96	昭和54年 4月	一時預かり 延長保育
	公立計			530	413		
	経営	施設名	住所	定員	利用人数	開設年月日	備考
1	私立	明星保育園	柏の森535-3	160	147	昭和26年 3月	延長保育
2	私立	あじさい保育園	横田644-4	160	140	昭和54年 4月	一時預かり 延長保育 休日保育
3	私立	あさひ保育園	川島840-1	120	135	昭和24年 4月	延長保育
4	私立	わかみず保育園	目尾967-3	100	99	昭和55年 4月	一時預かり
5	私立	飯塚保育園	堀池131-1	80	86	昭和58年 4月	一時預かり 延長保育
6	私立	常楽寺保育園	太郎丸772-1	110	113	昭和23年 7月	延長保育
7	私立	つぼみ保育園	椋本548-4	70	82	昭和27年 4月	一時預かり 延長保育
8	私立	常葉保育園	忠隈50-67	60	81	昭和27年 4月	延長保育
9	私立	なのはな保育園	若菜51-1	70	66	昭和61年 5月	延長保育
10	私立	たけのこ保育園	阿恵1145	60	48	昭和53年 4月	延長保育
11	私立	庄内保育園	綱分950	60	63	昭和28年 4月	延長保育
12	私立	愛の光保育園	有安702-9	90	87	昭和28年11月	
13	私立	飯塚東保育園	上三緒628-1	120	109	平成22年 4月	延長保育
14	私立	つはらたんぼぼ保育園	津原663-11	40	45	平成24年 4月	延長保育
15	私立	鎮西ひかる保育園	大日寺593-16	60	63	平成25年 4月	一時預かり 延長保育
16	私立	枝国保育園	枝国515-40	90	106	平成26年 4月	延長保育
17	私立	つくしんぼ保育園	相田99-1	80	91	平成27年 4月	延長保育
18	私立	飯塚らいむ保育園	鯉田2425-207	100	99	令和3年 4月	
	私立計			1,630	1,660		
	保育所合計			2,160	2,073	(公私立保育所実利用人数)	

(4) 認定区分別の利用状況

令和5年4月1日現在

区	分	施設数	定員	利用人数	左の認定区分内訳			備考
					1号認定 (3歳以上教育)	2号認定 (3歳以上保育)	3号認定 (3歳未満保育)	
公立 特定教育・保育施設	6	880	596	23	372	201	市内居住の利用人数	
			10	0	8	2	市外居住の委託受入れ人数	
			606	23	380	203	公立認定こども園・保育所実利用人数	
私立 特定教育・保育施設	30	2,760	3,141	489	1,602	1,050	市内居住の利用人数	
			61	0	35	26	市外居住の委託受入れ人数	
			3,202	489	1,637	1,076	私立認定こども園・保育所実利用人数	
合 計	36	3,640	3,737	512	1,974	1,251	市内居住の利用人数 ①	
			71	0	43	28	市外居住の委託受入れ人数	
			3,808	512	2,017	1,279	市内認定こども園・保育所実利用人数	
市内居住で市外の特定教育・保育施設利用児童			125	5	71	49	②	
市内居住で市内・外の特定教育・保育施設利用児童			3,862	517	2,045	1,300	①+②	

4 幼稚園利用状況

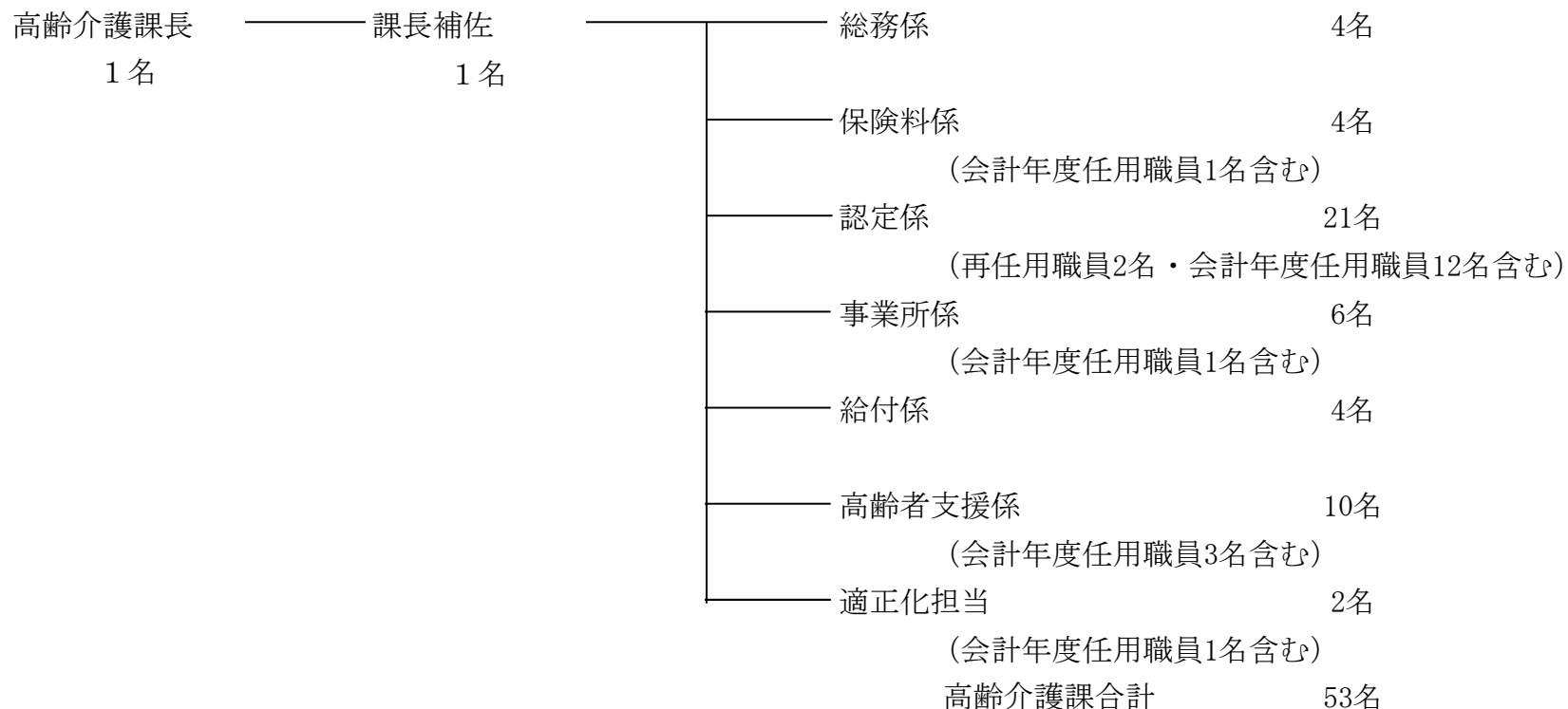
令和5年3月1日

経 営	施設名	住 所	定員	利用人数	備考
1 私立	ひまわり幼稚園	片島2-20-22	240	91	預かり保育
2 私立	近畿大学九州短期大学付属幼稚園	菰田東1-5-30	220	178	預かり保育
3 私立	和光幼稚園	本町20-9	140	29	預かり保育
4 私立	穂波幼稚園	忠隈50-68	200	112	預かり保育
私立計			800	410	

所管事務の概要（高齢介護課）

（令和5年4月1日現在）

1 高齢介護課の組織



2 所管事務事業の概要

総務係

- (1) 高齢社会対策推進協議会に関すること。
- (2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。
- (3) 高齢者支援施策に関すること。
- (4) 高齢者福祉施設の維持管理に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

保険料係

- (1) 介護保険第1号被保険者の保険料に関する事。
- (2) 介護保険の資格得喪に関する事。
- (3) 係の庶務に関する事。

認定係

- (1) 要介護、要支援の認定に関する事。
- (2) 調査員室との連絡調整に関する事。
- (3) 総合事業に関する事。
- (4) 係の庶務に関する事。

事業所係

- (1) 地域密着型サービス事業所の指導・監督に関する事。
- (2) 施設整備及び補助金に関する事。
- (3) 総合事業に関する事。
- (4) 介護相談員事業に関する事。
- (5) 介護保険サービス事業所に関する事。
- (6) 係の庶務に関する事。

給付係

- (1) 介護保険の給付に関する事。
- (2) 介護保険住宅改修・福祉用具貸与に関する事。
- (3) 係の庶務に関する事。

高齢者支援係

- (1) 地域支援事業に関する事。
- (2) 地域包括ケアに関する事。
- (3) 地域包括支援センターに関する事。
- (4) 高齢者の虐待防止に関する事。

- (5) 高齢者の見守り体制に関する事。
- (6) 避難行動要支援者の個別避難計画に関する事。
- (7) 養護老人ホームの入退所措置等に関する事。
- (8) その他高齢者福祉全般に関する事。

適正化担当

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する事。
- (2) 介護給付適正化計画に関する事。
- (3) その他介護保険の適正化推進に関する事。

【総務係】

人口及び高齢化率の推移

	令和2年度末	令和3年度末	令和4年度末
総人口	126,964人	125,945人	125,159人
65歳以上人口	40,479人	40,475人	40,290人
高齢化率	31.9%	32.1%	32.2%

(1) 高齢社会対策推進協議会に関すること。

高齢社会対策推進協議会は、市長の諮問に応じ、高齢社会対策の総合的施策に関するものの他、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の見直し・進行管理に関する事項等を調査協議し、意見具申する機関である。その運営に係る事務を行う。

(2) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。

地域包括支援センター運営協議会は、地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営を図るための機関である。その運営に係る事務を行う。

(3) 高齢者支援施策に関すること。

長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝の意を表するため、節目にあたる満77歳、満88歳、満99歳、満100歳以上の方にカタログギフトを贈り、好みの品を選び受け取っていただくことにより、高齢者の福祉の増進にかかる事務を行う。

(4) 高齢者福祉施設の維持管理に関すること。

○飯塚市特別養護老人ホーム 筑穂桜の園

平成26年度末に廃止。平成27年度より社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会に設置及び経営主体を移譲し、管理運営を行っている。土地・建物については無償貸与である。

○旧筑穂高齢者生活福祉センター

平成26年度末に廃止したが年2回の草刈りを実施し、管理を行っている。

【保険料係】

(1) 介護保険第1号被保険者の保険料に関すること。

- ・65歳以上の被保険者に対し所得区分に応じ、所得段階に分けて賦課
- ・保険料の徴収方法は特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替による納付)の2種類

令和4年度 所得段階別調定額及び人数 (令和5年3月31日現在)

(単位：円)

所得段階区分	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階	9段階	10段階	11段階	12段階	13段階	14段階	15段階	16段階	17段階	18段階	19段階	20段階		
所得段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が400万円以上450万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が450万円以上500万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が500万円以上550万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が550万円以上600万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が600万円以上650万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が650万円以上700万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が700万円以上750万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	本人が住民税課税者で、合計所得金額が900万円以上の人	合計	
保険料率	基準額×0.30	基準額×0.50	基準額×0.70	基準額×0.90	基準額(1.0)	基準額×1.20	基準額×1.30	基準額×1.50	基準額×1.70	基準額×1.90	基準額×2.00	基準額×2.10	基準額×2.20	基準額×2.30	基準額×2.40	基準額×2.50	基準額×2.60	基準額×2.70	基準額×2.80	基準額×2.90		
年間保険料(月額)	25,810 (2,151)	43,020 (3,585)	60,220 (5,018)	77,430 (6,453)	86,040 (7,170)	103,240 (8,603)	111,850 (9,321)	129,060 (10,755)	146,260 (12,188)	163,470 (13,623)	172,080 (14,340)	180,680 (15,057)	189,280 (15,773)	197,890 (16,491)	206,490 (17,208)	215,100 (17,925)	223,700 (18,642)	232,300 (19,358)	240,910 (20,076)	249,510 (20,793)		
特別徴収(併徴含む)	人数(人)	7,097	4,313	3,875	2,980	4,486	5,023	4,392	1,583	507	205	135	91	63	42	46	32	40	24	19	219	35,172
	調定額	193,190,140	189,080,850	235,904,640	229,897,310	386,283,430	519,049,990	490,522,240	203,871,670	74,139,760	33,879,350	23,291,830	16,422,610	11,924,640	8,483,460	9,417,360	6,883,200	8,948,000	5,575,200	4,577,290	54,661,930	2,706,004,900
普通徴収	人数(人)	2,170	184	161	556	112	541	542	303	96	57	25	31	24	27	15	17	7	6	16	83	4,973
	調定額	42,835,320	3,477,200	5,693,070	33,797,150	7,112,960	40,337,800	43,151,550	27,535,520	11,597,710	7,354,340	3,653,030	4,280,400	3,470,090	4,263,910	2,738,000	2,993,460	1,528,600	677,520	3,212,120	17,321,610	267,031,360
合計	人数(人)	9,267	4,497	4,036	3,536	4,598	5,564	4,934	1,886	603	262	160	122	87	69	61	49	47	30	35	302	40,145
	調定額	236,025,460	192,558,050	241,597,710	263,694,460	393,396,390	559,387,790	533,673,790	231,407,190	85,737,470	41,233,690	26,944,860	20,703,010	15,394,730	12,747,370	12,155,360	9,876,660	10,476,600	6,252,720	7,789,410	71,983,540	2,973,036,260

※人数は、令和5年3月31日時点での資格保有者(年度途中の資格喪失者は含まない)。

※第1～3段階の保険料率は、公費投入により軽減。

第1段階：0.50→0.30、第2段階：0.75→0.50、第3段階：0.75→0.70

※現年度賦課分のみ(過年度賦課分は含まない)。

①保険料の減免状況

災害、所得の激減等により、その者の有する資産、能力等を活用しても、生活の回復が著しく困難であると認める者の他、生活困窮等により市長が定める基準に該当する者について、当該者の申請により介護保険料の減免を行うもの。

(平成18年7月1日要綱施行)

(各年度3月末現在)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	人数(人)	減免額(円)	人数(人)	減免額(円)	人数(人)	減免額(円)
法定減免	5	248,160	4	280,830	4	275,310
独自減免	58	1,003,910	57	1,023,290	48	949,420
計	63	1,252,070	61	1,304,120	52	1,224,730

(2)介護保険の資格得喪に関すること。

- ・65歳に到達する者に対して事前に被保険者証を交付する。(65歳到達月の前々月末)
- ・転出確定の確認により、介護保険被保険者資格を喪失。ただし転出先が住所地特例施設の場合は、住所地特例被保険者とし、住所を変更して被保険者証を交付する。
- ・市内の住所地特例施設入所中の他市町村被保険者の入退所時に、当該保険者に対する通知を行う。
- ・申請により、被保険者証の再交付を行う。

【認定係】

(1) 要介護、要支援の認定に関すること。

介護サービスが必要な被保険者の申請に対する申請受付、認定調査、認定審査会などの認定事務を行うもの。

①認定者数(2号被保険者含)

(各年度3月末現在(単位:人))

認定区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
要支援	1	772	772	573
要支援	2	1,929	1,846	1,657
要介護	1	1,624	1,549	1,518
要介護	2	1,537	1,501	1,541
要介護	3	1,212	1,208	1,139
要介護	4	1,192	1,217	1,236
要介護	5	626	636	698
計		8,892	8,729	8,362
内訳	1号被保険者	8,805	8,643	8,285
	2号被保険者	87	86	77

所管事務事業の概要

(各年度3月末現在)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
65歳以上の人口(人)	40,479	40,475	40,290
認定率	21.75%	21.35%	20.56%

※認定率は、認定者数(1号被保険者)÷高齢者人口で算出

(2) 調査員室との連絡調整に関すること。

介護認定(新規・変更・更新)申請後、認定調査から認定審査会までの一連の事務において連絡調整を行う。

認定調査が適切に実施できるよう留意事項の確認や調査内容に関して、介護認定審査会委員から提示される各種の疑義に対応するため調査員へ問い合わせを行うほか、基本調査の誤りや特記事項等との不整合を事前に調査員に確認する等を実施する。

また、調査内容の平準化のため、研修会等で得た内容について調査員と係員が情報を共有する。

(3)総合事業に関すること。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の「介護予防訪問介護」等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度（総合事業）の対象とするものであり、住民活動等の多様なサービス実施主体の育成に取り組みつつ、「従来の予防給付に相当する基準によるサービス」や「緩和した基準によるサービス」、「住民主体のサービス」がより一層地域に根付いた事業として実施されるよう、拡充を図るために、指定・指導監督を行うとともに計画的な介護サービスを推進する。

(各年度3月末現在（単位：人）)

認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総合事業申請件数	100	146	331

現在の対象者	(令和5年3月末時点)	471
--------	-------------	-----

事業所係

(1)地域密着型サービス事業所の指導・監督に関すること。

(介護予防) 認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護、定期巡回随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の地域密着型サービス事業者の指定・指導監督を行うとともに計画的な介護サービス基盤の整備を促進する。

令和5年3月末現在

施設種別	小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設	看護小規模多機能型居宅介護
事業所数	5事業所	18事業所	4事業所	2事業所	3事業所
定員	122名	216名	87名	58名	87名

(2) 施設整備及び補助金に関すること。

地域介護・福祉空間整備交付金、地域密着型施設等整備補助金に関する意向調査等及び補助金申請等に係る事務を行う。

(単位：円)

令和2年度		令和3年度		令和4年度	
地域介護・福祉空間整備等補助金		地域介護・福祉空間整備等補助金		地域介護・福祉空間整備等補助金	
・防災改修	8,274,000				
2件(合計金額)	8,274,000	0件(合計金額)	0	0件(合計金額)	0
地域密着型施設整備等補助金		地域密着型施設整備等補助金		地域密着型施設整備等補助金	
0件(合計金額)		0件(合計金額)	0	0件(合計金額)	0

※令和3年度及び令和4年度については希望事業所がなかったため補助金交付はない。

(3)総合事業に関すること。

介護予防・日常生活支援総合事業は、要支援認定者等の多様な生活支援ニーズに対応するため、従来の「介護予防訪問介護」等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを制度(総合事業)の対象とするものであり、住民活動等の多様なサービス実施主体の育成に取り組みつつ、「従来の予防給付に相当する基準によるサービス」や「緩和した基準によるサービス」、「住民主体のサービス」がより一層地域に根付いた事業として実施されるよう、拡充を図るために、指定・指導監督を行うとともに計画的な介護サービス基盤の整備を促進する。

(4)介護相談員事業に関すること。

介護相談員10名を配置し、市内に在る施設及び事業所（68事業所）を訪問し、サービスを利用する者及び家族の話を聴き、利用者等の疑問や不安を相談活動により、解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防ぎ、介護サービスの質的な向上を図ることを目的として実施するもの。

介護相談員・・・10名 令和5年3月末現在

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	59事業所	68事業所	68事業所
派遣回数	0回	0回	181回

(5)介護保険サービス事業所に関すること。

居宅介護支援事業者の指定・指導監督を行うとともに計画的な介護サービス基盤の整備を促進する。

令和5年3月末現在

施設種別	居宅介護支援
事業所数	44事業所

【給付係】

(1) 介護保険の給付に関すること。

要介護・要支援認定を受けた被保険者及び総合事業対象者に対して、介護サービス費用の一部を支給するもの。

①介護保険給付費の推移

(単位：千円)

項目		年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度決算見込
介護給付費	居宅介護（介護予防）サービス給付費		5,314,881	5,322,037	5,303,421
	地域密着型介護（介護予防）サービス給付費		2,304,801	2,422,023	2,303,300
	施設介護サービス給付費		4,312,368	4,367,873	4,313,796
	居宅介護（介護予防）福祉用具購入費		22,033	18,315	15,405
	居宅介護（介護予防）住宅改修費		43,045	48,220	40,471
	居宅介護（介護予防）サービス計画給付費		653,173	674,331	687,104
	高額介護（介護予防）サービス費		338,073	340,667	333,101
	特定入所者介護（介護予防）サービス費		471,892	402,094	344,142
	高額医療合算介護（介護予防）サービス費		49,632	49,963	48,462
	審査支払手数料		8,363	8,560	8,687
介護予防・日常生活支援総合事業費	訪問型予防サービス事業費		203,072	194,482	181,577
	通所型予防サービス事業費		349,362	368,640	352,635
	介護予防ケアマネジメント事業費		60,231	59,049	54,527
	高額介護予防サービス相当事業費		853	793	458
	高額医療合算介護予防サービス相当事業費		37	19	32
	審査支払手数料		1,572	1,531	1,446
合 計			14,133,388	14,278,597	13,988,564

②基金の状況

(単位：千円)

項目	年度	令和2年度末残高	令和3年度末残高	令和4年度末残高見込
介護給付費支払準備基金		255,122	417,636	739,129

【高齢者支援係】

(1) 地域支援事業に関すること

別紙 地域支援事業の内容のとおり

(2) 地域包括ケアに関すること

高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要とされており、その具現化に向けた事業として、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援体制の推進に取り組んでいく。

(3) 地域包括支援センターに関すること

平成28年度から直営の地域包括支援センターを社会福祉法人等への委託による分割設置を開始し、平成31年度より市内全ての圏域に委託地域包括支援センターが設置済。なお、分割設置に伴い、直営の包括支援センターは平成30年度末で廃止となったが、円滑な事業運営を行うために定期的に連絡会議等を開催し、後方支援を実施する。

(4) 高齢者の虐待防止に関すること。

「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき関係機関と連携しながら、速やかな対応を図る。

(5) 高齢者の見守り体制に関すること

孤独死防止及び早期発見に向けた取り組みとして平成25年から「ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に関する協定」を事業所等と締結しており、令和4年度末で40事業所（覚書4事業所含む）に協力をいただいている。

(6) 避難行動要支援者の個別避難計画に関すること

避難行動要支援者の個別避難計画作成の推進に取り組む。

(7) 養護老人ホームの入退所措置等に関すること

(令和5年4月1日現在)

老人保護措置人員数 43人

【主な施設】

愛生苑（30人）、白藤の苑（6人）、白寿園（2人）、シントラスト（2人）、他3施設（3人）

(8) その他高齢者福祉全般に関すること

別紙 高齢者福祉サービス事業の内容のとおり

地域支援事業の内容

別紙

NO	事業名	対象要件	事業内容	利用者負担金	備考
1	「食」の自立支援事業 (配食サービス)	栄養改善の必要があり、食事の準備や確保が困難な65歳以上の単身や高齢者のみの世帯の方	夕食を配達すると同時に安否確認を行なう	420円/食	
2	緊急通報システム事業	①65歳以上の単身高齢者で心臓病等で急な発作が予見される等、健康上特に注意を要する方で加療中である方 ②75歳以上の単身高齢者で障がい高齢者の日常生活自立度がBかCランク ③医師からの終末期である診断を受け、在宅で療養している方	緊急通報装置の貸与又は給付	非課税世帯 無料貸与 課税世帯 応分負担	
3	介護用品(紙おむつ・尿とりパッド)給付事業	在宅の65歳以上の高齢者で、かつ要介護3以上の認定を受けた方を介護する同居・同一生計の家族の方で、世帯構成員全員の市民税が非課税の方	紙おむつ・尿とりパッドの給付(月6,000円の現物給付。自宅までの配達を基本とする。)	限度額(6,000円)を超える分は、自己負担	生活保護受給者は対象外
4	介護手当給付事業	①要介護3以上の認定を受けた65歳以上の高齢者を介護保険サービス(一部のサービスは対象外)を利用せず、在宅で介護する同居親族。 ②月の在宅日数は15日以上であること。	10,000円/月の給付 給付月は4、8、12月の年3回		対象外となる介護サービス ①福祉用具(レンタル、購入) ②住宅改修
5	認知症高齢者等位置検索性システム事業	要支援・要介護認定を受けた徘徊行動の見られる在宅の認知症高齢者等(40歳以上の初老期認知症の者を含む)を介護する3親等内の親族。	位置情報専用探索機(GPS)を購入、またはレンタル契約締結後、その費用の一部を給付。	購入またはレンタル契約締結時に要した額と給付基準額(税込み7,000円)のいずれか低い額に給付率を乗じて得た額。 給付率は、世帯構成員全員の市民税が非課税世帯10/10、その他の世帯1/2	対象高齢者1名につき1台限り。
6	一般介護予防事業	65歳以上の方	要介護状態になることのリスクを抱える人をはじめ、介護予防に取り組む高齢者を増やすために各種介護予防教室を開催		介護予防教室(出前講座) フレイル予防事業 転倒予防教室 認知症予防教室

高齢者福祉サービス事業の内容

別紙

NO	事業名	対象要件	事業内容	利用者負担金	備考
1	軽度生活援助事業	65歳以上の単身高齢者・高齢者のみの世帯であり日常生活の援助が必要な方。 ※世帯構成員全員の市民税非課税であること。	①家屋内の大掃除 ②庭の除草・草刈り ③生垣・庭木等の剪定	生活保護世帯 60円/時間 生活保護以外の世帯 120円/時間	
2	福祉電話設置事業	65歳以上の単身高齢者・高齢者のみの世帯 (コミュニケーション・緊急時の連絡手段として電話設置の必要性が認められる方) ※世帯構成員全員の市民税非課税であること。	福祉電話の貸与	基本料金の半額・屋内配線使用料の半額・電話機使用料の半額と通話料は利用者負担	
3	高齢者寝具乾燥及び洗濯事業	寝たきり等で寝具の衛生管理が困難な65歳以上の単身高齢者や高齢者のみの世帯の方	委託業者が訪問し、寝具の乾燥・洗濯を行う 乾燥・・・月1回 洗濯・・・年2回(7月・12月)	乾燥 280円/回 (枕のみは170円/回) 洗濯940円/回 生活保護世帯 乾燥140円/回 生活保護世帯 洗濯470円/回	事業休止中
4	高齢者日常生活用具給付等事業	心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な65歳以上の単身高齢者や高齢者のみの世帯の方で、かつ介護保険認定者 ※世帯構成員全員の市民税が非課税世帯の方	電磁調理器・火災警報器の購入に際し、購入金額の9/10で給付基準額(税込)を限度とする。 電磁調理器・・・1万円 火災警報器・・・3千円	購入金額の1/10とし左記の限度額を超える分は、自己負担	各品目1世帯につき1台限り
5	高齢者訪問理美容サービス事業	おおむね65歳以上で、かつ要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者で、寝たきり等のため、外出が困難な高齢者	理美容師が自宅に訪問して理美容を行う際の訪問サービス料(1,700円/回)を助成。	理髪に係る費用は、実費負担	利用回数 6回/年
6	高齢者住宅改造助成事業	①65歳以上の要介護認定者(世帯構成員全員の市民税が非課税の世帯) ②おおむね65歳以上の要介護認定「非該当」で予防的見地から必要と認められる方、又は要支援状態に準ずると認められる方(世帯構成員全員の市民税が非課税の世帯)	助成基準額 10万円 対象要件①の場合、介護保険の「住宅改修費」の対象外となる工事のうち、必要と認められるもの。 対象要件②の場合、介護保険の「住宅改修費」の対象となる工事のうち必要と認められるもの。	改造に必要な額と助成基準額のいずれか低い額に助成率を乗じて得た額。 助成率は、生活保護世帯10/10、その他の世帯9/10	

【適正化担当】

(1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関すること。

老人福祉法（第20条の8）に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「市町村老人福祉計画（高齢者保健福祉計画）」と、介護保険法（第117条）に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、これらの法律により策定を義務付けられた法定計画で、本市における高齢者福祉施策や介護保険事業の基本的な指針・方向性を示し、取り組むべき施策等について記したもので、この計画を基に高齢者福祉施策と介護保険事業を総合的に展開しているものです。

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、一体のものとして3年に1度策定することとなっており、計画策定に係る事務を行う。

2021(令和3)年3月に、2021(令和3)年度から2023(令和5)年度までの3か年を期間とする計画を策定した。

(2) 介護給付適正化計画に関すること。

平成29年の介護保険制度改正において、市町村介護保険事業計画に介護給付等に要する費用の適正化に関する事項（介護給付適正化計画）を定めるものとして新たに法律上に位置づけられ、策定に関する指針が提示されました（介護給付適正化の計画策定に関する指針）。

これまでの取組や指針の内容を踏まえ、主要5事業を中心とした適正化に取組、定期的に進捗状況の把握と評価を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図るもの。

(3) その他介護保険の適正化推進に関すること。

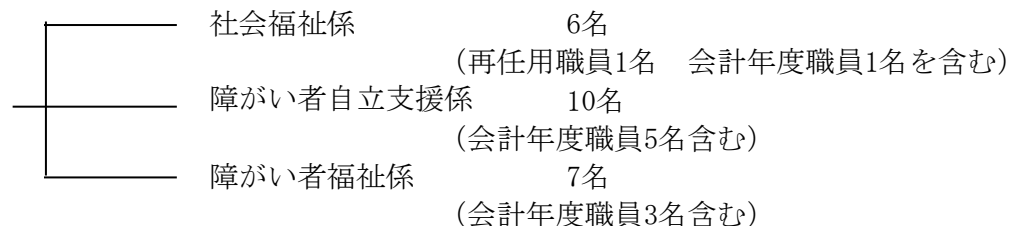
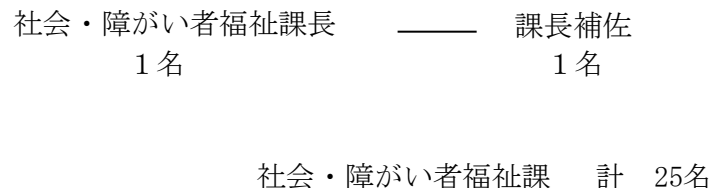
高齢者の尊厳の保持と自立支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの構築を推進し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて高齢者支援に関するモデル事業の創出や、新規事業の企画提案などを行う。

また、医療との連携も考慮しながら過不足のないサービスを提供することを目指し、介護保険事業全体の適正化を推進する。

所管事務の概要（社会・障がい者福祉課）

（令和5年4月1日現在）

1 社会・障がい者福祉課の組織



2 所管事務事業の概要

社会福祉係

- (1) 社会福祉協議会に関する事。
- (2) 総合福祉センター等に関する事。
- (3) 災害援護(水害・火災等)に関する事。
- (4) 日本赤十字社に関する事。
- (5) 献血推進事業に関する事。
- (6) 中央共同募金会に関する事。
- (7) 寄附金に関する事。
- (8) 社会・援護に関する事。
- (9) 地域福祉計画に関する事。
- (10) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (11) 社会福祉法人の指導監督に関する事。
- (12) 社会福祉法人審査会に関する事。
- (13) 民生委員・児童委員に関する事。
- (14) 課の庶務に関する事。

- (5) 障がい者の住宅改造に関する事。
- (6) 小児慢性特定疾患児の日常生活用具に関する事。
- (7) 医療観察制度に関する事。

障がい者福祉係

障がい者自立支援係

- (1) 障害者総合支援法に基づくサービス事業等に関する事。
- (2) 障がい児通所支援に関する事。
- (3) 障がい者虐待の防止等に関する事。
- (4) 障がい福祉計画に関する事。

- (1) 障がい者手帳に関する事。
- (2) 特別障がい者手当、障がい児福祉手当、福祉手当に関する事。
- (3) 自立支援医療に関する事。
- (4) 補装具に関する事。
- (5) 意思疎通支援に関する事。
- (6) 障がい者相談員に関する事。
- (7) 障がい者在宅福祉サービス等に関する事。
- (8) 障がい者の社会参加と正しい理解の促進に関する事。
- (9) 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する事。
- (10) 障がい者就労施設等からの優先調達の推進に関する事。
- (11) サン・アビリティーズいづかに関する事。
- (12) 障がい者計画に関する事。
- (13) 障がい者施策推進協議会に関する事。
- (14) 精神保健福祉法に基づく入院同意に関する事。
- (15) 移動等円滑化促進方針に関する事。
- (16) 共生ホストタウンの推進に関する事。

【社会福祉係】

(1) 総合福祉センター等に関すること。

施設を利用者が安全・快適に利用できるように管理運営を行う。

①飯塚市穂波福祉総合センター

◆施設の概要

平成16年6月開設。市民の健康増進及び保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するために設置された。

- 指定管理者 株式会社 トキワビル商会
- 指定期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日
- 所在地 飯塚市枝国402番地100
- 施設規模 敷地 7,848.16㎡
建物 3,123.89㎡ (浴室・トレーニングルーム・多目的ホール・検診室・調理室・研修室等)

◆利用状況(浴室、トレーニングルーム)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 者	137,675人	134,071人	81,883人	102,934人	109,874人

②飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー

◆施設の概要

平成11年3月開設。市民の健康保持と保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するために設置された。

令和3年4月から直営にて運営し、交流センターとの複合施設として改修を行っている。

- 所在地 飯塚市綱分771番地1
- 施設規模 敷地 7,853.24㎡
建物 2,662.48㎡・・・社会障がい者福祉課所管：1,088.27㎡ (浴室、運動指導室、食堂)

◆利用状況(浴室、運動指導室)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 者	55,697人	59,913人	37,569人	18,523人	39,239人

③サン・アビリティーズいづか

◆施設の概要

昭和58年4月開設。心身に障がいをもつ者の福祉の向上と市民福祉の増進を図るために設置された。

平成15年3月31日に雇用・能力開発機構より譲渡。

障がい者の拠点施設として、障がい者福祉に関する各種事業、相談業務等を行っている。

- 指定管理者 特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会
- 指定管理期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日
- 所在地 飯塚市柏の森956番地4
- 施設規模 敷地 8,892.39㎡ 建物 1,531.15㎡（体育室・音楽室・和室・多目的室・研修室・プール：夏期使用）

◆利用状況

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい者	10,673人	10,317人	4,462人	4,396人	6,130人
一 般	26,829人	25,457人	12,413人	11,991人	15,363人
計	37,502人	35,774人	16,875人	16,387人	21,493人

④筑穂保健福祉総合センター

◆施設の概要

平成10年4月開設。高齢者・障がい者（児）をはじめ、市民への総合的な保健福祉サービスを提供するために設置された。

※飯塚市公共施設のあり方に関する第一次実施計画に基づき平成27年4月1日から飯塚市社会福祉協議会に無償貸与し、同会において管理運営している（運営経費及び施設改修経費を市が補助金として支出）。

- 管理運営主体 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会
- 管理運営期間 令和3年4月1日～（3年毎に更新）
- 所在地 飯塚市長尾911番地1
- 施設規模 敷地 10,154.54㎡
建物 3,655.61㎡（健康増進室、多目的ホール、ボランティア室、会議室等）

◆利用状況(健康増進室)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 者	8,875人	8,467人	3,999人	5,572人	5,872人

◆事業

ボランティア室や多目的ホール等を備え、地域福祉の拠点施設として活用されるとともに（東棟）、社会福祉協議会の自主事業として高齢者や障がい者・児を対象としたデイサービス等が実施されている（西棟）。

⑤忠隈住民センター

◆施設の概要

平成元年4月開設。地域住民の福祉向上、レクリエーションの場の提供等を目的として設置された。

※飯塚市公共施設のあり方に関する第一次実施計画に基づき平成23年4月1日から楽市校区東社会福祉協議会に無償貸与し、同会において管理運営している（運営経費の不足分を市が補助金として支出）。

- 管理者 楽市校区東社会福祉協議会
- 管理期間 平成23年4月1日～
- 所在地 飯塚市忠隈188番地3
- 施設規模 敷地 1,103.23㎡
建物 596.22㎡ (浴場、集会室、和室)

◆利用状況(浴場)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利 用 者	6,681人	6,334人	4,434人	5,457人	5,567人

◆事業

浴場の運営、集会室の貸し出し等を行っている。

(2) 災害援護（水害・火災等）に関すること。

被災者に対して災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金貸付を行い、生活再建を支援する。

① 災害見舞金（各年度末現在）

年 度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
火災	交付件数	2件	10件	6件	10件	10件
	総支給額	100,000円	1,010,000円	330,000円	580,000円	730,000円
水害	交付件数	514件	0件	0件	2件	0件
	総支給額	15,460,000円	—	—	60,000円	—

② 災害貸付金（平成15年7月19日発生）の償還状況（令和5年3月31日現在）

区 分	交付件数	総貸付額	令和4年年度償還		総償還額（元金）
			元金	利子	
県の貸付	176件	238,990,000円	1,155,157円	139,640円	214,339,137円
市の貸付	26件	36,800,000円	0円	0円	35,347,592円

③ 災害貸付金（平成21年7月24日発生）の償還状況（令和5年3月31日現在）

区 分	交付件数	総貸付額	平成30年度償還		総償還額（元金）
			元金	利子	
県の貸付	12件	11,060,000円	33,000円	0円	6,626,600円
市の貸付	7件	7,040,000円	871,700円	17,214円	6,530,000円

④ 災害貸付金（平成30年7月5日発生）の償還状況（令和5年3月31日現在）

区 分	交付件数	総貸付額	平成30年度償還		総償還額（元金）
			元金	利子	
県の貸付	6件	7,950,000円	1,111,220円	162,825円	3,633,720円
市の貸付	—	—	—	—	—

(3) 社会・援護に関すること。

中国残留邦人等に関する支援

市内在住の中国残留邦人とその配偶者や同伴家族が、地域社会において安定した生きがいある生活を営むことができるよう相談事業や交流事業、支援給付事業を行う。

○中国残留邦人及びその家族 4世帯 6人（うち、残留邦人本人は2人）

（令和5年3月31日現在）

① 生活等支援給付事業

○支援給付受給者 2世帯4人

令和4年度支給実績

生活	住宅	医療	介護	計
1,583,681円	0円	995,500円	11,383円	2,590,564円

② 中国残留邦人等地域生活支援事業（令和4度実績）

【啓発・広報事業】

パネル展示、チラシ配布（みんなの健康・福祉のつどい、駐車場掲示）

【地域住民との交流事業】 ※コロナの影響により実施なし

料理教室、工作教室交流会、バスハイク

【巡回健康相談員の設置】

1名（任期：令和4年4月1日～令和5年3月31日）

(4) 地域福祉計画に関すること。

○第3期飯塚市地域福祉計画

様々な分野の生活課題を解決し、地域福祉を推進していくための理念や方向性を定める計画

計画期間 令和5年度～令和14年度

○重層的支援体制整備事業（移行準備）

対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するもの。

令和5年度は、重層的支援体制整備事業の実施に向けた準備を行う。

(5) 社会福祉法人の設立認可、指導監督等に関すること。

社会福祉法の一部が改正されたことに伴い、主たる事務所が飯塚市にあり、飯塚市域のみでその事業を行う社会福祉法人については、平成25年4月1日から飯塚市が所轄庁として法人の設立認可、定款変更等の認可や各種届出の受理を行うとともに、指導監査の実施を通じて法人の運営に関する助言や指導を行っている。令和5年3月31日現在で36法人を所管している。

(介護保険事業関係：13法人、障がい者福祉事業関係：11法人、保育所関係：11法人、社会福祉協議会：1法人)

(6) 民生委員・児童委員協議会に関すること。

民生委員法及び児童福祉法に定める民生委員・児童委員で構成される協議会の事務局として、市内の民生委員・児童委員に関する推薦・委嘱等の手続や理事会・総会の開催、協議会の会計管理等の業務を行う。

○県条例に基づく本市の民生委員定数：272名

令和5年4月1日現在における欠員：20名

○主任児童委員定数：27名（充足）

【障がい者自立支援係】

(1) 障がい者の自立支援に関すること。

難病の方を含む障がい者が地域で自立した生活を送ることができるよう支援するためのサービスと心身に障がいのある児童が施設などへ通所するためのサービスに関する申請受付、支給決定等を行う。

①障がい福祉サービス利用状況

(令和4年度は決算見込)

サービスの名称		延べ件数 (人)		公費負担額 (円)	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
訪問系	居宅介護	3,728	4,010	210,396,174	224,834,925
	重度訪問介護	84	72	5,641,956	4,866,287
	同行援護	564	546	23,896,364	23,700,317
	行動援護	21	21	1,725,368	1,659,962
	短期入所	360	434	35,635,434	46,060,735
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0
	小計	4,757	5,083	277,295,296	301,122,226
日中活動系	療養介護	311	313	86,846,490	88,573,410
	生活介護	5,814	5,856	1,265,324,316	1,254,852,212
	宿泊型自立訓練	1	15	47,764	2,510,464
	自立訓練 (機能訓練)	26	46	1,194,294	2,811,921
	自立訓練 (生活訓練)	321	239	38,554,586	28,019,259
	就労移行支援	651	598	121,782,455	119,776,644
	就労継続支援 (A型)	1,438	1,513	219,081,353	251,034,777
	就労継続支援 (B型)	4,523	5,155	563,648,394	649,504,468
	就労定着支援	86	89	2,929,124	2,862,298
小計	13,171	13,824	2,299,408,776	2,399,945,453	
居住系	施設入所支援	2,777	2,751	412,269,828	404,393,609
	共同生活援助 (グループホーム)	3,242	3,474	534,540,498	581,010,512
	小計	6,019	6,225	946,810,326	985,404,121
合計		23,947	25,132	3,523,514,398	3,686,471,800

②障がい児通所支援利用状況

(令和4年度は決算見込)

サービスの名称	延べ件数 (人)		公費負担額 (円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	2,739	3,117	448,167,714	503,678,664
放課後等デイサービス	5,273	6,361	597,009,337	698,934,141
保育所等訪問支援	39	111	1,497,058	7,023,517
合計	8,051	9,589	1,046,674,109	1,209,636,322

③計画相談状況

サービスの名称	延べ件数 (人)		公費負担額 (円)	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
計画相談支援	3,869	4,188	58,716,285	63,020,223
障がい児相談支援	1,540	1,778	26,129,324	30,179,508
地域移行支援	0	8	0	224,632
合計	5,409	5,974	84,845,609	93,424,363

④地域生活支援事業利用状況

サービスの名称		件数（人）		公費負担額（円）		備 考	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
移動支援事業	延べ人員	365	459	6,080,798	6,169,719		
日中一時支援事業	延べ人員	567	745	4,726,847	5,137,855		
訪問入浴サービス事業	延べ人員	2	2	884,376	1,031,940		
自動車運転免許取得事業	実 数	3	2	300,000	200,000		
自動車改造助成事業	実 数	5	0	493,000	0		
手話通訳者等派遣事業	延べ人員	496	546	1,409,000	1,728,160		
日常生活用具給付事業	介護訓練用具	実 数	7	5	640,300	629,200	特殊寝台・特殊マットなど
	自立生活支援用具	実 数	20	18	564,069	883,996	つえ・手すり・スロープなど
	在宅療養支援用具	実 数	16	18	648,975	921,780	吸入器・吸引器など
	情報意思疎通支援用具	実 数	18	18	1,495,821	2,048,836	人工喉頭・盲人用時計など
	住宅改修	実 数	3	1	560,000	1,142,560	
	排泄管理支援用具	延べ人員	3,773	3,834	34,877,388	34,724,338	ストーマ装具・収尿器など
日常生活用具 小計			3,837	3,894	38,786,553	40,350,710	
計			5,275	5,648	52,680,574	54,618,384	

※令和4年度分の日常生活用具給付費については決算見込み

⑤障がい者相談支援事業実施状況

有資格の相談支援専門員を配置した相談窓口を飯塚圏域に基幹型相談支援センターを設置し、障がい者・障がい児及びその家族等からの生活面の相談を受け付け、各種支援を実施している。（嘉麻市、桂川町との共同実施事業）

事業所名	所在地
飯塚市・嘉麻市・桂川町 障がい者基幹相談支援センター	飯塚市忠隈523番地(穂波庁舎4階内)
こども発達療育センターテコテコ 相談部門トントン	飯塚市口原1061番地6(こども発達療育センター テコテコ内)

【障がい者福祉係】

(1) 障がい者手帳に関すること。

心身に障がいがある場合、障がいの内容に応じて市で申請を受け付け、それぞれの判定機関で判定し、手帳を交付している。

○障がい者数（手帳交付者数：各年度末現在）

区 分	令和3年度		令和4年度	
		うち障がい児		うち障がい児
身体障がい者数	6,058人	88人	5,985人	85人
知的障がい者数	1,419人	329人	1,509人	362人
精神障がい者数	1,100人	36人	1,192人	40人

(2) 障がい者福祉に関すること。

○補装具費支給状況（身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするための補装具の交付や修理を行う制度）

区 分		令和3年度			令和4年度(決算見込額)		
		交付	修理	計	交付	修理	計
障がい者	件数	157件	65件	222件	156件	48件	204件
	公費負担額	13,048,715円	5,616,535円	18,665,250円	14,077,776円	5,558,335円	19,636,111円
障がい児	件数	38件	7件	45件	84件	15件	99件
	公費負担額	7,636,790円	216,176円	7,852,966円	11,473,624円	343,578円	11,817,202円

(3) 自立支援医療に関すること。

○自立支援医療費支給状況（県が指定する医療機関で受けた医療費の一部を公費で負担する制度）

		令和3年度	令和4年度(決算見込額)
精神通院医療	実人員	1,944人	1,943人
更生医療	実人員	490人	502人
	入院	156人	164人
	入院外	334人	338人
	公費負担額	422,078,703円	433,543,959円
育成医療	実人員	14人	9人
	入院	8人	3人
	入院外	6人	6人
	公費負担額	506,790円	787,527円

(4) 障がい者の社会参加に関すること。

①みんなの健康・福祉の集い

市民をはじめ、市内全域の福祉関係団体等が参加し、相互理解・交流を深め、支え合いともに生きる地域福祉活動の啓発を目的に実施している。毎年10月第3日曜日を基本として実施（令和4年度は10月20日、開催場所は飯塚市役所本庁）。

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
参加者数	4,100人	4,300人	中止	中止	3,000人
参加団体数	60団体	67団体	中止	中止	79団体
開催場所	穂波交流センター	飯塚市役所	中止	中止	飯塚市役所

②サン・アビリティーズいづか

障がい者社会参加促進事業の主会場として、ふれあいスクーリング、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動および教養文化教室が実施されるとともに、障がい者団体、ボランティア団体の活動拠点として利用されている。また、障がいのない人のスポーツ活動の場、障がいのある人とない人の交流の場としても利用されている。

(5) 障害者差別解消法に関すること

平成28年4月1日からの「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行に伴い、行政、及び事業所における「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」が義務付けとなった。

本市においては、平成28年3月1日に対応要領及び対応の手引きを作成し、職員及び指定管理事業者等への研修、更には障がい福祉サービス事業者、市民等への啓発（講演会等）を推進している。

所管事務の概要（生活支援課）

1 生活支援課の組織



2 所管事務事業の概要

総務係

- (1) 生活保護法に関する庶務及び経理に関すること
- (2) 生活保護統計に関すること
- (3) 生活保護法による嘱託医及び医療に関すること
- (4) 生活困窮者自立支援事業に関すること
- (5) 課の庶務に関すること

各係共通

- (1) 生活保護法の施行に関すること
- (2) 行旅病人、死亡人に関すること

【総務係】

(2) 生活保護統計に関すること

① 飯塚市地区別被保護世帯の状況

(令和5年3月末日現在)

地区名	人口	被保護世帯	被保護者数	保護率
飯塚	74,312	2,374	3,117	41.9%
穂波	25,694	717	971	37.8%
筑穂	9,208	192	253	27.5%
庄内	10,345	321	424	41.0%
穎田	5,112	269	344	67.3%
県費(住所不定)		125	125	
計	124,671	3,998	5,234	42.0%

※ 人口は県が示した保護率算定基礎人口である。

《参考》

隣接市郡の保護率

(令和4年12月分：県福祉労働部資料)

直方市	27.9%	田川郡	104.0%	県市部	18.2%
田川市	55.5%	嘉穂・鞍手	40.4%	県郡部	30.0%
嘉麻市	60.8%			福岡県	23.3%
中間市	28.3%				

② 被保護世帯・被保護人員等の推移の状況

(各年度3月末日現在)

年度	飯塚市			福岡県	全国
	世帯数	人員	保護率	保護率	保護率
28	4,429	6,192	47.9%	25.4%	16.9%
29	4,381	6,066	47.2%	24.9%	16.7%
30	4,230	5,733	44.7%	24.4%	16.6%
R元	4,143	5,535	43.4%	24.0%	16.4%
R2	4,057	5,333	42.1%	23.8%	16.4%
R3	4,006	5,190	41.1%	23.4%	16.3%
R4	3,998	5,234	41.7%	—	—

③ 被保護世帯の類型別分類表

(各年度3月末日現在)

年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・障がい世帯		その他の世帯		計
	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯	%	世帯
28	2,336	52.7%	331	7.5%	1,091	24.6%	671	15.2%	4,429
29	2,417	55.2%	310	7.1%	1,043	23.8%	611	13.9%	4,381
30	2,444	57.8%	298	7.0%	963	22.8%	525	12.4%	4,230
R元	2,480	59.9%	266	6.4%	919	22.2%	478	11.5%	4,143
R2	2,457	60.6%	205	5.1%	909	22.4%	486	12.0%	4,057
R3	2,443	61.0%	184	4.6%	903	22.5%	476	11.9%	4,006
R4	2,424	60.6%	205	5.1%	873	21.8%	496	12.4%	3,998

※上記①、②、③の令和4年度数値については決算見込数値とする。

(3)生活保護法による嘱託医及び医療に関すること

生活保護法における医療扶助の円滑な実施を図るため嘱託医を委嘱し、各申請書等の内容検討や専門的判断が必要なケースに対する助言指導を受けるもの。

※受診、施術及び、治療材料の必要性・頻回受診の可否・長期入院の必要性等

(4)生活困窮者自立支援事業に関すること

生活自立支援相談室の受付状況

(各年度3月末日現在)

年度	相談件数	生活困窮者相談件数	担当課
28	185	178	社会・障がい者福祉課
29	173	164	生活支援課
30	225	188	生活支援課
元	306	261	生活支援課
2	1,586	1,457	生活支援課
3	801	770	生活支援課
4	300	286	生活支援課

失業者、多重債務者等生活保護受給者以外の生活困窮者に対する「自立相談支援事業（就労その他の自立に関する相談支援、家計改善支援、就労準備支援事業利用のためのプラン作成等）の実施及び「住居確保給付金」の支給等による支援体制を構築することで、早期の救済を行うとともに自立の促進を図る。

【各係共通】

(1)生活保護の施行に関すること

担当地区

生活支援課第1係 飯塚市街地・鯉田・横田・川津の一部・県費
生活支援課第2係 菰田・柏の森・上三緒・下三緒・鶴三緒・新立岩・新飯塚東・県費
生活支援課第3係 相田・伊岐須
生活支援課第4係 幸袋・目尾・伊川・川津
生活支援課第5係 穂波の一部・明星寺・潤野
生活支援課第6係 庄内・穎田
生活支援課第7係 徳前・筑穂・穂波の一部

(2)行旅病人、死亡人に関すること

行旅人が病気や死亡をした場合は所在地の市町村が救護すべきことなどを定める行旅病人及行旅死亡人取扱法に関する官報掲載等の事務全般。

所管事務の概要（各支所市民窓口課）

1. 穂波、筑穂、庄内、穎田支所 市民窓口課の組織

（総務委員会、協働環境委員会所管事務担当を含む。）

○穂波支所 市民窓口課

課長 1 名 — 課長補佐 1 名
（兼保健福祉係長）

- 市民環境係 17 名
（うち再任用職員 4 名、
会計年度職員 6 名含む）
- 保健福祉係 9 名
（うち再任用職員 3 名、
会計年度職員 2 名含む）

○筑穂支所・庄内支所・穎田支所 市民窓口課

課長 1 名 — 課長補佐 1 名 — 市民窓口係
（兼市民窓口係長）

- ・筑穂支所 10 名
（うち再任用職員 3 名、
会計年度職員 1 名）
- ・庄内支所 10 名
（うち再任用職員 2 名、
会計年度職員 2 名）
- ・穎田支所 7 名
（うち再任用職員 1 名、
会計年度職員 1 名）

2. 所管事務事業の概要

保健福祉係（1～19）市民環境係（20）（穂波支所）

市民窓口係（筑穂支所・庄内支所・穎田支所）

- (1) 障がい者福祉に関する事。
- (2) 高齢者地域福祉事業に関する事。
- (3) 介護保険に関する事。
- (4) 社会・援護に関する事。
- (5) 災害援護に関する事。
- (6) 日本赤十字社に関する事。
- (7) 献血事業に関する事。
- (8) 所管区域内の社会福祉団体に関する事。
- (9) 保育所の入退所に関する事。
- (10) 児童クラブ入所申請の受付に関する事。
- (11) 子ども手当及び児童手当に関する事。
- (12) 児童扶養手当に関する事。
- (13) 特別児童扶養手当に関する事。
- (14) 家庭児童相談及び母子、父子等相談に関する事。
- (15) その他母子、父子、寡婦福祉及び児童福祉に関する事。
- (16) 生活保護に関する事。
- (17) 地域補導に関する事。
- (18) 所管区域内の民生委員・児童委員に関する事。
- (19) その他所管に係る届出等の受理及び軽易な相談等の処理に関する事。
- (20) 学齢児童、生徒の学校異動通知に関する事。